

1-6 防災・消防・救急体制等の充実

■ 現況と課題

本町は、台風常襲地帯に位置するほか、土砂災害危険箇所が多数存在するなど、災害上多くの問題を抱えています。

また、宮崎県地震被害想定調査報告書(平成15年3月)によると、太平洋側を震源とする地震(日向灘南部地震)では、町内において震度6弱～6強が予測されています。

本町では、災害危険箇所の防災点検を県及び関係機関と実施しており、関係機関に要望して災害防止施設を整備しているほか、町内の浸水・冠水対策として、雨水対策事業及び側溝改修事業を行っています。

町内の河川については、緊急を要する整備は完了しており、沖水川の魚道整備等、自然環境との調和を図りながら、災害防止のための点検や河川堆積物の浚渫を行っています。

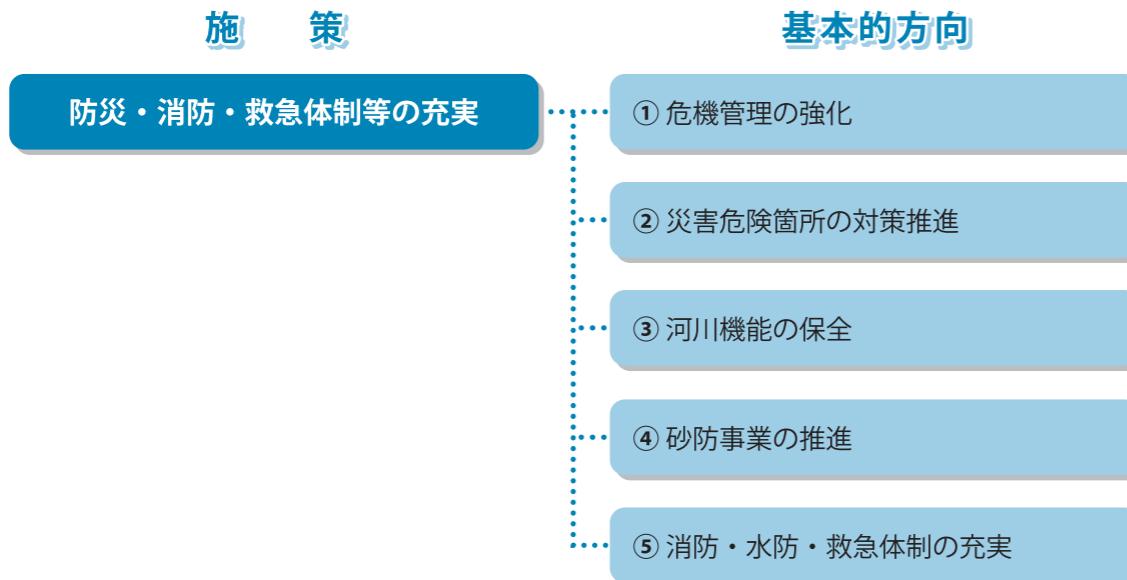
消防体制については、これまでにも機動力の強化や通信体制の整備を進めてきましたが、団員の確保が課題となっています。

そして、町民の生命・財産を守るため、あらゆる災害・危機・有事等に対処した、自主防災の組織づくり、体制づくりが求められています。

■ 施策の視点

町民の安全確保に向けて、危機管理の強化を図ります

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 危機管理の強化

あらゆる災害・危機・有事等の際に町民の生命、財産を守るために、職員の危機管理能力の向上に努め、予期せぬ危機に直面した際に迅速かつ的確に対応できる体制づくりを推進します。防災教育・訓練や自主防災組織育成に取り組み、町民の防災意識の高揚に努めます。

② 災害危険箇所の対策推進

災害危険箇所における防災点検を行い、土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備を検討するほか、地域に適した予防的施策を実施するとともに、災害防止施設の整備を関係機関に要請します。

町内の浸水・冠水による被害軽減を図るため、雨水排水対策事業を推進します。

③ 河川機能の保全

河川の整備については、自然環境との調和を図りながら、河川機能の保全に努めるとともに、町民に対する河川情報の伝達・周知体制を充実します。

④ 砂防事業の推進

災害危険箇所における災害防止施設の整備を関係機関に要望するほか、既設砂防施設の機能確保を図るため、堆積物の除去事業等についても関係機関に要望します。

森林の保全・育成に取り組み、豊かな自然を育む土壤の流出防止に努めます。

⑤ 消防・水防・救急体制の充実

消防団(水防団)と自主防災組織の合同訓練や救急法(応急手当)等の講習会などを実施し、消防・水防及び救急体制の充実を図ります。

消防施設や水防機材の計画的な整備、更新及び増強に取り組みます。



■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 危機管理の強化	職員の危機管理能力の向上		→
	防災訓練の実施		→
	自主防災組織の育成強化		→
② 災害危険箇所の対策推進	予防的施策の実施		→
	災害防止施設整備の要請		→
	雨水排水対策事業の推進		→
③ 河川機能の保全	自然環境と調和した河川機能の保全		→
	河川情報の伝達・周知体制の充実		→
④ 砂防事業の推進	災害防止施設整備・機能確保の要請		→
	森林の保全・育成		→
⑤ 消防・水防・救急体制の充実	消防団・自主防災組織構成員の資質向上		→
	消防施設や水防機材の充実		→



1-7 防犯・交通安全対策の充実

■ 現況と課題

本町では、三股交番連絡協議会を中心とした組織強化や相互協力体制の充実のほか、防災・防犯情報を電子メールで携帯電話やパソコンに随時配信する「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」の周知を図るなど、犯罪のない社会づくりに取り組んでいます。

また、交通安全施設を整備するとともに、交通安全教室・研修会の開催や交通安全運動にあわせたドライバーへの交通安全意識の普及・啓発等、ハード・ソフトの両面から交通安全対策を進めています。

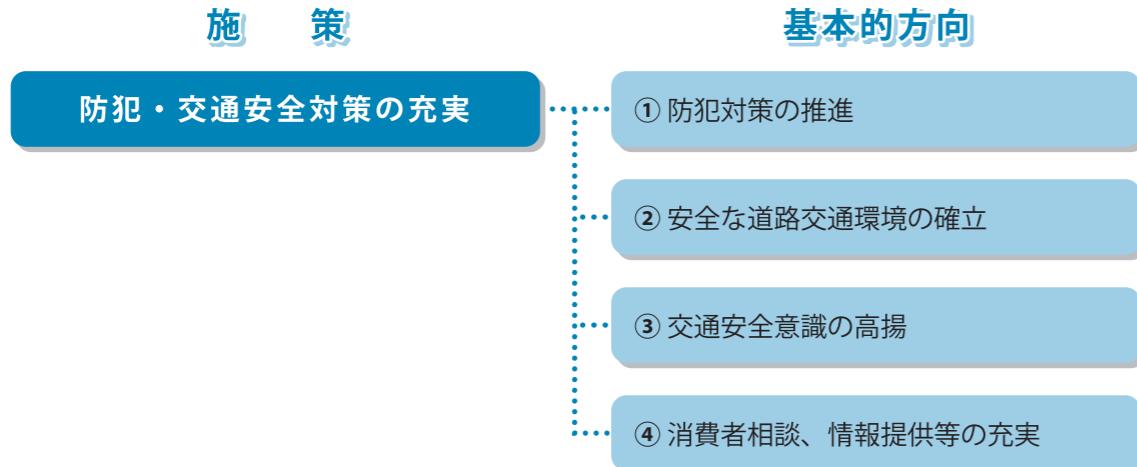
今後も、地域や警察及び関係機関と連携・協力し、防犯・交通安全対策を積極的に展開することが求められます。

さらに、情報化の進展や消費者ニーズの多様化・高度化等を背景として、悪徳商法や通信販売等によるトラブルの消費者被害が、全国的に増加していることから、本町においても消費生活情報の的確な提供や相談体制の充実を図ることが求められます。

■ 施策の視点

防犯・交通安全対策の充実を図り、暮らしの安全を守ります

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 防犯対策の推進

地域における自主防犯活動の促進に取り組むとともに、各種団体の組織強化や相互協力体制の充実に努めます。

青少年の非行防止対策として、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るため、パトロール強化に努めます。

② 安全な道路交通環境の確立

交通事故の減少を図るため、交通安全施設の充実や道路空間のバリアフリー化に取り組むなど、安全で円滑な道路交通環境を整備します。

③ 交通安全意識の高揚

交通安全に取り組む各種団体と連携・協力し、交通安全教育の充実に取り組み、町民の交通安全意識の高揚や交通安全マナーの向上を図ります。

④ 消費者相談、情報提供等の充実

消費者の被害救済と未然防止のため、消費者に対する相談体制、消費生活講座・教育活動の充実を図るほか、消費活動に関する情報提供の充実に取り組みます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 防犯対策の推進	自主防犯活動の促進	↗	↗
	各種団体の組織強化	↗	↗
② 安全な道路交通環境の確立	交通安全施設の充実	↗	↗
	道路空間のバリアフリー化	↗	↗
③ 交通安全意識の高揚	交通安全教育の充実	↗	↗
	消費者相談体制の充実	↗	↗
④ 消費者相談、情報提供等の充実	消費生活講座・教育活動の充実	↗	↗
	消費活動に関する情報提供の充実	↗	↗

1-8 公害の防止

■ 現況と課題

本町における公害は、悪臭、害虫発生等の畜産公害が主流となっており、一般住宅に隣接する農地への家畜糞尿散布時に発生する悪臭が深刻化しています。

近年、町内においても水質汚濁や騒音、振動等の都市型公害も生じています。

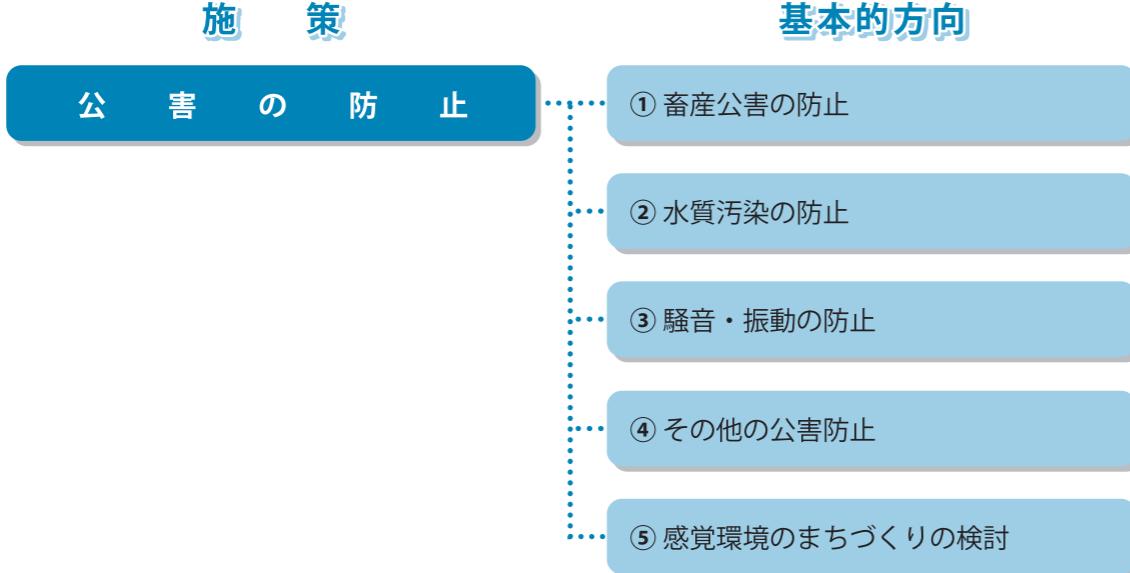
これらの公害に適切に対処するため、町環境審議会を中心とする公害防止体制の充実を図るとともに、公害防止に対する町民の意識高揚を図ることが求められます。

また、都市環境を改善するためには、悪臭や騒音といった悪影響要因としての環境要素に着目するばかりではなく、「良好な風」、「川のせせらぎや虫の音」といった、町内に点在するより広範な環境要素に着目する必要があります。

■ 施策の視点

公害の発生を防止し、ふるさとの環境を大切に守ります

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 畜産公害の防止

農業者に対して、農地への家畜糞尿散布後の早急な耕うん作業や豚舎、牛舎、鶏舎、養殖場等の適切な衛生管理について指導を徹底します。

家畜糞尿の適正な処理による有機肥料化等、資源循環型農業の取り組みを進めます。

② 水質汚染の防止

公共下水道事業や農業集落排水事業、山間地域等における合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、生活排水、工場廃水の適正処理について町民・事業者の意識高揚を図ります。

③ 騒音・振動の防止

道路や工場から発生する騒音・振動については、監視体制の強化や測定技術の向上に努め、その発生抑制に取り組みます。

④ その他の公害防止

本町では、大気汚染は特に深刻化していませんが、今後も関係機関と連携した監視を引き続き実施します。

ごみの不法投棄箇所や公害の発生源とみられる施設については、監視体制の強化を図り、公害の発生防止・早期発見に努めます。

⑤ 感覚環境のまちづくりの検討

生活環境の質的向上を図るために、熱、光、かおり、音といった、人間の感覚を重視したまちづくり(感覚環境のまちづくり)について、その導入を検討します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 畜産公害の防止	農業者への指導の徹底	▲	▲
② 水質汚染の防止	下水道事業等の推進	▲	▲
	生活排水処理に対する町民意識の高揚	▲	▲
③ 騒音・振動の防止	監視体制強化・測定技術の向上	▲	▲
④ その他の公害防止	監視体制の強化	▲	▲
⑤ 感覚環境のまちづくりの検討	感覚環境のまちづくりの導入検討	▲	▲